

ダイアパレスウィザス追浜自治会 会則

第 1 章 総 則

- 1 条 本会はダイアパレスウィザス追浜自治会と称します。
- 2 条 本会は事務所を管理員室に置き、居住者で組織します。
- 3 条 本会は追浜東町 1－28－1 のダイアパレスウィザス追浜に居住する人達で構成します。
- 4 条 本会はダイアパレスウィザス追浜管理組合とは別とします。

第 2 章 目 的

- 5 条 会員はお互いの親睦をはかり、それぞれの立場を理解しあい共同生活である事を自覚すると共に明るく住みよい地域社会をつくって行く事を目的とします。
- 6 条 前条の目的を達成するために次の事業を行います。
 - (1) 追浜自治連絡協議会に加入し、地域住民と親睦と交流を深めていく事につとめる。
 - (2) その他目的達成のために必要な事業を行います。

第 3 章 集会及び構成

- 7 条 集会は総会・臨時総会とします。
- 8 条 総会は自治会の最高の決議機関であって、毎年 2 月に開き会長が招集します。
- 9 条 臨時総会は定例役員会（自治会）で必要と認めたときに会長が招集します。
- 10 条 定例役員会は毎月一回行います。

- 11条 総会または臨時総会は世帯数の二分の一以上（委任状を含む）の出席で成立し、議決権は出席者の二分の一以上の賛成を必要とします。

第 4 章 役 員

- 12条 本会の役員は次の通りとします。

会 長	1 名	書 記	1 名
副会長	2 名	会計監査	2 名
会 計	1 名		

- 13条 役員の任期は2年とします。（毎年2月より翌々年2月までとする）

第 5 章 会 計

- 14条 本会の運営資金は会費及び補助金・寄付金等で運営します。

- 15条 本会の会費は月額つぎの通りとします。

一世帯 300円（管理費に含まれる）

- 16条 本会の会計年度は12月1日より始まり、翌年の11月30日までを会計年度とします。

第 6 章 追 則

- 17条 本会の会則は総会または臨時総会にて承認がなければむやみに変更する事は出来ません。

- 18条 本会は当マンション居住者に対して、御霊前として次のとおりの香典を贈る事とします。

一律 5,000円

- 19条 本会則は平成12年11月12日より実施致します。

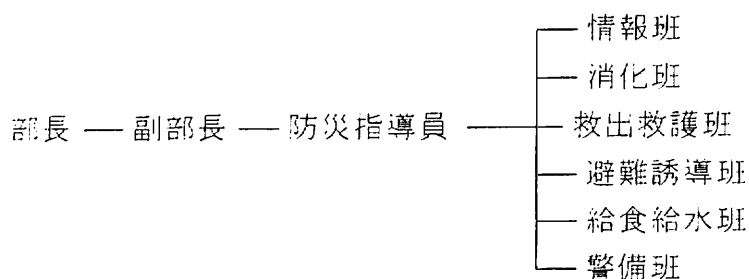
ウイザス追浜自治会防災部設置要領

(総則)

第1条 地震・風水害及び火災による被害の発生及び拡大の防止活動を促進するために防災部を設置する。

(組織)

第2条 部の組織は次のとおりとする。



(任務分担)

第3条 任務分担は次のとおりとする。

(1) 部長

会長が指名し、防災活動を統括する。

(2) 副部長

会長が指名し、部長を補佐する。部長が事故ある時は、あらかじめ指定された順位により代理する。

(3) 防災指導員

役員会の議を経るものとする。防災指導員は部長の指示により防災活動を指示する。

(4) 班長及び班員

班長及び班員は、役員または役員以外の会員から部長が委嘱する。

(5) 班の任務は次のとおりとする。

ア 情報班

地域内の被害情報を整理して部長に報告するとともに、情報の整理・伝達を行い、流言等の防止につとめる。

イ 消化班

出火に際して付近住民の協力を得て、初期消火につとめる。

ウ 救出救護班

負傷者を救護し、医療機関への搬送を行う。

エ 避難誘導班

町民の安全確保に留意し、避難地への誘導を行う。

オ 給食給水班

給食・給水について、市との連絡及び配分に当たるとともに、必要に応じて炊き出しを行う。

カ 警備班

警備当局とともに町民避難後の町内の警備に当たる。

(平常時の任務)

第4条 防災部長は、下記事項の調査研究、機材の整備及び事業について先導的任務を担うものとする。

- (1) 地域に適した防災対策
- (2) 防災器財の整備と管理
- (3) 映画会等による防災意識の高揚
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 介護を必要とする町民の対策
- (6) 食料等の備蓄

(その他)

第5条 その他、防災活動に必要な事項は自治会役員会議において定める。

附 則

この要領は、平成13年6月1日より実施する。